

【シンポジウム】

ひとり親家庭支援において支援者が感じる葛藤が支援に与える影響 — 母親なのか女性なのか —

社会福祉学科
泉谷 朋子

【要旨】

ひとり親家庭、特に母子家庭は社会的、経済的に厳しい状況に置かれている。しかし、母子家庭に向けられた社会の視線は必ずしも温かいものではない。ひとり親家庭を支援する支援者のなかにも、母親の言動を受け、母親に対しネガティブな感情を抱く場合がある。母子家庭の母親からは、相談場面での理解のない対応等を受け、支援を受けたくても敬遠してしまうとの声が聞かれる。支援者が母親に対して感じる葛藤が、支援に影響を与えると考え、葛藤が発生する背景を分析し、葛藤を解消するための対策を検討することが必要である。

【キーワード】 ひとり親家庭（母子家庭）、支援者、葛藤、ネガティブな感情

1. 研究の背景

国民生活基礎調査では、「死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない65歳未満の女または男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯」を母子世帯、父子世帯と定義している。平成29年国民生活基礎調査によると、平成29年6月時点でのひとり親世帯数は、「母子世帯」が76万77千世帯（全世帯の1.5%）、「父子世帯」が9万7千世帯（全世帯の0.2%）となっている。一方、全国ひとり親世帯等調査では、「父または母のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母または父によって養育されている世帯」を母子世帯、父子世帯と定義している。平成28年度全国ひとり親世帯等調査では、

母子世帯の推計世帯数は、1,231.6千世帯、父子世帯は187.0千世帯となっている。この調査では、同居者の有無も公表されており、母子世帯の38.7%、父子世帯の55.6%が親族等と同居していると回答している。

ひとり親世帯となる理由は、母子世帯では約90%が生別、死別は10%に満たない。父子世帯でも、生別が約80%、死別が20%弱となっている（厚生労働省2017）。生別のうちわけでは、母子世帯、父子世帯とも離婚が最も多くなっており、次いで、未婚の母・父、遺棄、行方不明、その他となっている。日本では、離婚後、父母どちらか一方が単独親権者となるが、子どもの親権者になるのは母親が圧倒的に多い（法務省2016）。子どもの親権を決定する際、子どもの権利を実現する上で父母どちらが親権を持つことが望ましいか検討する。女性側に親権がつくことが多く、特に10歳以下の子どもについては、ほとんどの場合母親に親権が行くと言われている。家庭裁判所での調停では、調停委員の多くが年配者で、子どもの福祉を考えた時、特に幼児は母親と生活することが望ましいという先入観が根強く残っており、母親に親権が委ねられる場合が多い（筒井2008）。

親権がない親も、経済的に子どもを養育する義務があるとされ、2007年に養育費相談センターが設立され、裁判所の命令を受け、養育費確保のため、給料の差し押さえ等強制執行ができるようになった。2011年には、民法766条の改正があり、親が協議離婚する場合、面会交流や養育費など子どもの利益に関わる事項を優先的に定めることとされた（法務省2011）。しかし、平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、離婚した父親から養育費を受給している母子世帯は、24.3%であり、父親

から経済的援助を受けることが出来ている世帯は多くない。

母子世帯の母親の就業率は80%を超えており、就労形態としては正規職員・従業員が最も多くなっている。しかし、母の平均就労収入は200万となっており、給与所得者の年間平均給与422万円（男521万円、女280万円）に比べ依然低い水準となっている（国税庁2017）。子どもがいる現役世帯の貧困率は、平成27年には大人が一人の世帯では50.8%となっており、正規職員・従業員の割合が増えても依然として約半数のひとり親世帯は経済的な困難を抱えていると推測される（厚生労働省2017）。

ひとり親家庭（母子家庭）では、母親は就労による収入で家族を養う役割と、子どもを養育する役割の2つをこなしていかなければならず、母親は精神的にも身体的にも厳しい状況にあることが指摘されている（中藪2006）。児童養護施設入所児童等調査によると、児童養護施設・情緒障害児施設（注1）、児童自立支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム入所児童、里親委託児童では、入所時の家族状況が実母のみの子どもが最も多くなっている（厚生労働省2015）。経済的に安定している、親族と同居し、養育面、経済面で支えてもらっている等、ひとり親家庭（母子家庭）でも様々な家庭が存在する。すべてのひとり親家庭（母子家庭）が養育課題を抱えているわけではないが、母親への精神的・身体的負担が高まり、生活に余裕がなくなれば、子どもの養育状態が悪化し、虐待が生じる可能性は高まる（滝川2016）。大阪二児置き去り死事件のように、ひとり親家庭で虐待死亡事例が起こると、母親の行動に注目が集まり、ひとり親家庭であるがゆえに生じる生活上の困難は軽視されるように見受けられる（杉山2013）。

厚生労働省では、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費の確保、④経済的支援の4点を柱として、ひとり親家庭支援施策を展開している（厚生労働省2014）。ひとり親家庭は生活する上で様々な社会資源、制度を利用するため、母子・父子自立支援員や、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターの職員、養育費相談センターや法律関係の専門家、児童扶養手当や生活保護担当の行政職員だけでなく、家事援助・保育を行うヘル

パー、ショートステイやトワイライトステイなどの地域支援事業実施施設職員、保育所の保育士、学校の教職員やスクールソーシャルワーカー、学童保育職員など、様々な支援者と関わる。各種相談窓口でひとり親家庭の置かれている状況に配慮しないような対応が行われており、ひとり親家庭の相談意欲を減退させることが指摘されている（赤石2014）。

子どもへの虐待や不適切な養育、子どもや親に障害や疾病がある、経済的に困窮している等、子どもを養育する上で課題がある世帯には、児童相談所や行政の子ども家庭相談室、児童家庭支援センターの職員、児童福祉施設の職員などとも関わっていることが想定される。児童養護施設では、家族再統合、家庭復帰に向けての支援の中で、ひとり親の保護者への支援が十分なされていないことが指摘されている（村田2015）。また、非協力的な態度の保護者、保護者の生活状況が改善しないことなどを受け、保護者、特に母親に対して厳しい視線が投げかけられることがあると報告されている（神田ら2009）。実際に筆者が担当した児童福祉施設の職員研修等において、参加者から子どもを養育していないのに、子どもが入所している施設に対して要望を寄せる母親に対して否定的な感情を抱いていること、母親の言動が職員の理解の範疇を超え、「なんで子どものことを考えられないのか、子どもがかわいそう」といったような意見が聞かれることもある。一方、母親の言動に疲弊し、仕事へのモチベーションが低下し、離職を考えたことがある、若い職員が定着しないといった意見が聞かれることもあった。

2. 研究の目的及び調査方法

専門的な支援技術や知識を持っていながら、専門職・支援者はなぜひとり親世帯の母親に対して葛藤を感じてしまうのだろうか。日本では依然として子育て、子どもの養育の関与について母親に期待される役割が大きい。正規雇用の減少、非正規雇用の増加といった労働環境の変化や、職場における子育てへの理解不足から生じる子育てと労働の両立の難しさ等、社会・経済構造上の課題が

あるにもかかわらず、経済的に困窮する母子世帯に対して、「離婚した親が悪い」と言う風潮は根強く、専門職・支援者が利用者を支援する上で、何らかの影響を及ぼしていると思われる。

本研究では、ひとり親家庭、特に母子世帯を支援する際、支援者が母親に対してなぜ葛藤を感じるのか、社会的養護関連施設での保護者支援や職員に関する先行研究を分析し、検証する。さらに、葛藤を克服するために、どのような対策が必要かを考察する。

3. 調査結果及び考察

(1) 調査結果

対象とする論文を選定するにあたり、CiNiiで「社会的養護」「保護者」「母親」「ひとり親」「児童養護」「乳児院」「母子生活支援施設」「職員」「施設職員」「ファミリーソーシャルワーカー」「ジレンマ」「葛藤」「バーンアウト」といった言葉をキーワードとして論文検索を行った。検索を行った結果、児童養護施設・乳児院に関する論文では、保護者が施設の何をどう認識しているか、理解しているか、保護者が施設職員に対してどのように感じているかといった内容の論文は散見されるものの、施設職員が保護者についてどう感じているか、調査している論文はほとんどなかった。児童養護施設の職員の「バーンアウト」に関する論文でも、職員が入所児童への対応に疲弊していることは明らかになっていたが、入所児童の保護者への対応で苦慮していることが指摘されている論文はほとんどなかった。

一方、母子生活支援施設に関する論文では、職員が日々母親と接するなかで、母親に対して職員が様々な葛藤に出会うことが指摘されている（岩田 2009、横山 20、在原）。職員が感じる葛藤が母親に対してのネガティブな感情を生成させる一因となっていることを示唆するものであるが、先行研究数が非常に少ない。

(2) 考察

ひとり親家庭（母子家庭）の母親に対し、支援者がなぜネガティブな感情を抱くのか、数少ない

先行研究から検証することは難しい。先行研究と児童養護施設・乳児院、母子生活支援施設における保護者対応・保護者支援の現状から考察する。

①児童養護施設、乳児院における保護者対応・保護者支援

現在、児童養護施設や乳児院に入所している子どもの多くは被虐待経験があり、特に児童養護施設では日常生活場面で子どもたちのパニック、暴言、試し行動がみられる。また、子ども自身の発達特性により、施設職員が子どもへの対応に苦慮したり疲弊していることが指摘されている（神田ら 2009）。施設職員は、日々支援している子どもへの対応の難しさで精一杯で、保護者自身のことに目を向ける余裕がないと推察される。

次に、子どもが虐待等の理由により入所している場合、第一義的に保護者と関わるのは児童相談所の職員になる。児童養護施設や乳児院の職員が保護者に関わるようになるのは、家族関係再構築や家庭復帰に向けた話し合いが進んでからであることが多い。施設が保護者の居住地と離れていることも多く、施設職員が保護者の生活に直接関わるのが難しい場合もある。保護者とは電話や文書によるやり取り、面会・外出・外泊時など、限られた場面・方法で関わることになる。日々子ども達と接している職員は子どもを第一に考え、「子どものため」という視点が支援において強く作用する。保護者自身、疾患・障害等のため支援を必要としている、経済的・社会的課題を抱えている場合も多く、自発的・協力的でない、感情に左右される、うまく自分の意向を伝えられないことも想定される。そのことを理解しているつもりでも、保護者と良好な関係を築くことが出来ない、保護者の非協力的な態度に接すると、保護者に対しネガティブに感情を持つと指摘されている（神田ら 2009）。先駆的な取り組みも報告されているが、保護者の抱える課題解決は、児童相談所や自治体に対応すべきものと捉え、児童養護施設における保護者支援は、家族関係構築・家庭復帰に向けた養育上の支援に特化する、表面的な対応にとどまっている可能性がある（厚生労働省2013）。

乳児院では、家族関係再構築・家庭復帰において、

育児の手技だけでなく、アタッチメント、愛着関係の構築を重視している。全国乳児福祉協議会は「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」のなかで、保護者・里親に対し、「皆さんとともに子どもたちの成長を喜び、見守り、養育について考え続けます」と、支援者が保護者とともに子どもを養育するという立場に立っていることが示されている（全国乳児院福祉協議会2017）。保護者と施設が一緒に子どもを養育するという立場に立つと、保護者に対してネガティブな感情を持つ傾向が少なくなるのか、今後検証することが必要である。

②母子生活支援施設における保護者対応・保護者支援

母子生活支援施設は、社会的養護の児童福祉施設に分類されるが、児童福祉施設の中で唯一、母親が生活している施設である。職員は母親と子どもの生活に日々関わるため、母親の言動、様子に触れることが、児童養護施設・乳児院に比べ圧倒的に多い。関わる機会が多いため、職員が母親に対して感じる葛藤も多くなり、利用者対応に苦慮することが退職率に提供しているのではないかと指摘されている（都社協2007）。（注2）

母子生活支援施設に関する先行研究及び母親支援の現状から、支援者がひとり親世帯の母親に感じる葛藤について、次の三点から考察する。

第一点は、職員が「母親役割」に重きを置く点である。母子生活支援施設は児童福祉施設であり、子どもの最善の利益を追求する場である。母子生活支援施設運営指針や母子生活支援施設ハンドブックでは、「母親なら当たり前」という視点で母親を評価、支援するのではなく、一人一人尊重することが規定されている（我謝 2015）。しかし、職員は母親と子どもを前にすると、子どもを優先し、「母親はこうあるべきだ」という価値観から、母親の行動を変容させようとする傾向が強まる（横山 2013）。母親自身が養育課題のある世帯で育っている場合、子ども時代に親から十分育ててもらってできておらず、母親自身が母親像をイメージできないことも多い。母親の状況を理解しているつもりでも、実際に目の前に子どもがいると、

母親の育児スキルの有無や母親としての自覚があるかどうかに関心が向いてしまう。特に、母親と子どもの意向が異なる場合や母子分離の相談の際には、子どもの意向の代弁者として母親に対して厳しい見方をする職員もいる。職員は、母親の揺れ動く気持ちや発せられる言葉を聞いても、「母親なら当たり前」という視点を持ち続けていると、母親の気持ちや言葉を受け止めきれなくなる（横山 2013、伊藤ら 2018）。

第二点目は、母親が夫等との復縁を希望する、夫等との関係に揺れる、新たに交際相手が出る等、「女性である母親」に接した場合に感じる葛藤である（伊藤ら 2018）。暴力をふるう夫との復縁を希望したり、母親は恋愛してはいけないという決まりがあるわけではないが、交際相手との関係構築を希望する母親の様子に触れ、「母親」より「女性」を感じると、母親なのだから夫や交際相手とのことより子どものことを優先すべきである、恋愛感情をコントロールできないなんて母親としての自覚があるのか、といった「母親役割」が支援者の中に湧き上がることがある。恋愛に関することは個人的な考え方に左右されやすく、支援者が母親の恋愛観、「女性観」を受け入れられない時に葛藤が生じると推測される。

第三点目は、母親に「自立」を求めることである。母子生活支援施設では、「自立支援計画」に基づき支援が行われる。自立支援計画は、利用者である母親と職員が相談して作成するが多い。母子生活支援施設利用世帯は、経済的に困窮しているだけでなく、母親が疾患・障害のため就労が困難な世帯、子どもの養育に支援を必要とする世帯も存在する。「自立支援計画」は経済的な自立を目指すだけでなく、「日常生活」「社会生活」「経済的自立」「親子関係」「母・子それぞれの自立」など、様々な視点から世帯の状況に応じた支援計画が作成されている。しかし、Welfare to Work（働くための福祉）を重視する社会のなかで、職員が母親への頑張りに期待し、一生懸命に支援すればするほど、母親との間で軋轢が生じ、職員が「裏切られた」感覚を持ってしまうことがある（岩田 2007）。

(5) まとめと今後の研究課題

様々な支援策が講じられているが、ひとり親家庭、特に母子家庭は、制度のはざまに落ち社会から孤立しやすい。支援者は、孤立しないようにと一生懸命支援するが、ひとり親家庭の母親の言動、現象に着目し、それが受け入れられないと母親に対して厳しい視線、対応をすることがあると推測される。母親の自立のために支援者が良かれと思っで行う支援が、母親にとって「助け」にもなり「統制」にもなる。母親が「指導」「統制」されたと感じると、職員に反発し、支援を拒否し、職員と母親の関係性が支援に大きな影響を及ぼすことが指摘されている（岩田 2003, 2008、横山 2013、在原ら 2016）。

母親から支援を拒否されたり反発されることは、支援者にとって自信喪失、価値観の揺らぎにつながる。このような経験が母親に対してネガティブな感情、葛藤を生じさせており、その背景には支援者が「母親役割に重きを置く」「女性である母親に違和感を感じる」「母親に自立を求める」ことがあると推測される。この3点は、母親の生活歴・社会背景に目を向け、母親の立場に立って考えることが出来るようになると緩和される。支援者自身の変化は、母親が支援者を信頼する、支援者との支援関係構築に繋がる。日々職場内で、支援者が感じたことを気軽に話し合える環境を整備し、支援会議やスーパーバイズ等によりフォローしてもらえ体制を確立すること、支援者が自身の支援を振り返ることが出来ることが、支援者に変化をもたらし、母親に対して感じる葛藤の軽減につながると考えられる（横山 2013、在原ら 2016）。

子どもの権利第7条には、子どもは親を知り親に養育してもらうことを保障されると規定されている。社会的養護の概念では、親・保護者に代わって社会全体で子どもを育てるとなっているが、施設養育、里親養育等の代替養育の課題も指摘されている。社会的養護関連施設の利用児童の多くはひとり親家庭で生活していると言われるが、ひとり親家庭の生活の困難さを考慮し、生活上、養育上、不十分な点を母親が出来るようにするのではなく、不十分な点は社会が肩代わりし、母親と一緒に子どもを養育していく、「養育の協働」を考える必要がある。養育の協働にあたり、支援者は保

護者の生活にも深く立ち入ることになる。本研究で検証してきた支援者がひとり親家庭（母子家庭）に感じる葛藤は、「養育の協働」において、父子家庭、二人親家庭でも生じる可能性がある。葛藤への対処策を講じることは、今後の子ども家庭福祉に不可欠な課題だと考える。子育て・子どもの養育に関して、「子ども」を尊重する、「子ども」の安全安心を第一に考えた時、支援者が母親等に葛藤を感じやすくなることなのか、支援者自身がそのことに気付いているのか、引き続き、施設や支援機関における支援者のフォロー体制の検証を行っていききたい。合わせて、保護者支援を行うところには必ず子どもの存在があり、大人の声にかき消されやすい子ども自身の声にも耳を傾けていきたいと考える。

【注】

- (注1) 情緒障害児施設は平成28年改正児童福祉法により、児童心理治療施設に名称が変更された。ここで使用するデータは平成27年度に発表されたものであるため、旧名称をそのまま使用した。
- (注2) 2007年に東京都社会福祉協議会が行った調査によると、児童福祉施設のなかで母子生活支援施設職員の離職率が最も高かった。

【参考文献】

- 赤石千枝子 (2014) 「ひとり親家庭」岩波新書
- 在原理恵、新保幸男 (2016) 「母子生活支援施設専門職の成長：社会的養護施設専門職の成長を記述するための一考察」『子ども家庭福祉学』16
- 我謝美左子 (2015) 「母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク：支援者へのグループインタビューを通して」『聖徳大学研究紀要』26
- 後藤富士子 (2013) 「裁判における『事実』の欠如—法と科学の乖離」『法と心理』13 (1)
- 法務省 (2011) 「民法等の一部を改正する法律案」

- 法務省 (2016) 司法統計「家事平成27年度 23『離婚』の調停成立又は調停に関わる審判事件のうち未成年の子の処置をすべき件数 親権者別 全家庭裁判所」
- 本田麻希子、遠藤麻貴子、中釜洋子 (2011) 「離婚が子どもと家族に及ぼす影響について —援助実践を視野に入れた文献研究—」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第5巻
- 伊藤嘉余子、千賀則史、野口啓示 (2018) 「母子生活支援施設における母子分離・母子再統合のプロセス：施設職員へのインタビュー調査からの考察」『社会問題研究』大阪府立大学、67
- 岩田美香 (2003) 「母子生活支援施設を利用している方の生活と意識に関する調査報告書」北海道母子生活支援施設協議会
- 岩田美香 (2007) 「母子生活支援施設の現状とこれから」『福祉のひろば』
- 岩田美香 (2008) 「社会福祉援助者の『貧困観』・母子生活支援施設職員への調査結果」『教育福祉研究』北海道大学大学院教育学研究院 (14)
- 神田有希恵・森本寛訓・稲田正文 (2009) 「児童養護施設職員の施設内体験と感情状態 —起因族年数による検討—」『川崎医療福祉学会誌』19 (1)
- 厚生労働省 (2013) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援事例集」
- 厚生労働省 (2015) 「児童養護施設入所児童等調査」
- 厚生労働省 (2017) 「平成28年度国民生活基礎調査の概況」
- 厚生労働省子ども家庭局 (2017) 「平成28年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況 (全体版)」
- 国税庁 (2017) 「平成28年分民間給与実態統計調査」
- 村田典子 (2015) 「児童養護施設の家族支援における『かわり困難事例』へのアプローチ：ソーシャルワーク組織としての運営可能性を探る」『流通経済大学社会学叢』25 (2)
- 中藺桐代 (2006) 「生活保護受給母子世帯と『自立』支援」『賃金と社会保障』No.1426
- 大塩孝江 (2007) 「母子生活支援施設における家族支援とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』32 (4)
- 堺恵 (2015) 「母子世帯の生活課題に対する母子生活支援施設の役割：施設を退所した母親たちへのインタビュー調査からの考察」『龍谷大学大学院紀要、社会学・社会福祉学』22
- 杉山春 (2013) 「ルポ虐待 —大阪二児置き去り死事件—」ちくま新書
- 滝川一廣 (2016) 「社会的養護を考える」『児童養護』47 (3)
- 東京都社会福祉協議会 (2007) 「社会福祉施設における『採用と定着』に関する実態調査」
- 筒井隆志 (2008) 「離婚法制の諸課題をめぐって」『立法と調査』No.282
- 横山登志子 (2013) 「虐待問題を抱える母子の生活支援における『多次元葛藤』：支援者の経験的側面から見た子ども虐待の状況特性」『社会福祉学』54 (3)
- 横山登志子 (2015) 「生活困難を抱える母子家庭の母親理解に関する生成的実践：母親規範に回収されない理解」『社会福祉学』56 (1)
- 湯澤直美 (2000) 「母子生活支援施設における女性支援の視点」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』2
- 全国母子生活支援施設協議会 (2017) 「平成28年度全国母子生活支援施設実態調査報告書」
- 全国乳児院福祉協議会 (2016) 「初任職員にむけた研究小冊子 ～乳児院の養育を担うスタートをきるために～」